

新婚さんの家賃補助をします！

赤磐市に
住んでみよっか！



1世帯当たり月額**1**万円
12か月も補助がでるよ！

これから結婚して新生活をスタートしたいと思っている方必見！
対象世帯に民間賃貸住宅にかかる費用を一部補助します。

3つのポイント！

Point

1

対象世帯は？

次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①申請日現在において、婚姻届提出後**2年以内**
- ②夫婦ともに申請日現在における年齢が**39歳以下**
- ③補助対象となる住宅が、赤磐市内にあること
- ④夫婦ともに補助を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること

※その他条件あり。詳しくはホームページをご覧ください。

Point

2

民間賃貸住宅の家賃が対象

- ※市営、県営などの公的賃貸住宅は対象外
- ※その他、対象外の住宅あり

Point

3

月額最大**1万円**の補助！

1世帯当たり月額1万円×12か月(最長)を補助します。



お問合せはこちらから

赤磐市役所 政策推進課 (赤磐市下市344)
TEL / 086-955-1220
MAIL / sousei@city.akaiwa.lg.jp



▲市ホームページ



夫婦として新生活を始めるための、新居購入、家賃、引っ越し費用の一部を助成します！

Q 対象世帯は？

次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①令和8年1月1日～令和9年2月28日までに入籍した世帯
 - ②夫婦の所得を合わせて**600万円未満**
(世帯収入約790万未満に相当※給与所得のみの場合)
※5月末までの申請→令和6年中の所得で判断
6月以降の申請→令和7年中の所得で判断
※貸与型奨学金を返済されている場合、所得額から控除
 - ③夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**の世帯
 - ④補助対象となる住宅が、赤磐市内にあること
 - ⑤夫婦ともに補助対象となる住宅の所在地に住民登録をしていること
- ※その他条件あり。詳しくはホームページをご覧ください。

Q どんな費用が対象？

婚姻に伴う住宅取得費用(新築、購入)・リフォーム費用・賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介料)・住宅への引っ越し費用が対象です。
(令和8年4月1日～令和9年2月28日に支払った費用)

Q いくら補助が受けられるの？ 対象世帯が広がりました!

以下の表を参考に、詳しくはお問合せください

世帯合計所得	世帯年齢	上限額
500万円未満	29歳以下	60万円
	39歳以下	30万円
500～600万円未満	29歳以下	20万円
	39歳以下	10万円

受付〆切：令和9年3月12日



申請前に一度ご相談ください！必要書類等ご案内します。
赤磐市役所 政策推進課 (赤磐市下市344)
TEL / 086-955-1220
MAIL / sousei@city.akaiwa.lg.jp



△市ホームページ